

2021 杉並区プレミアム付商品券使用者規約(紙)

(総則)

第1条 本規約は、杉並区が実施する「2021 杉並区プレミアム付商品券事業」について規定するもので、使用者が「2021 杉並区プレミアム付商品券」を購入及び使用する場合には、本規約が適用されます。

(用語の定義)

第2条 本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。

- (1) 「2021 杉並区プレミアム付商品券」とは、取扱店舗にて使用できる（杉並区が委託した）2021 杉並区プレミアム付商品券運営事務局が発行する紙商品券をいいます。
- (2) 「使用者」とは、本規約を承諾の上、2021 杉並区プレミアム付商品券を取扱店舗で使用する者をいいます。
- (3) 「取扱店舗」とは、「2021 杉並区プレミアム付商品券」取扱店舗募集要項を承諾の上、（杉並区が委託した）2021 杉並区プレミアム付商品券運営事務局へ申込み、杉並区が承認した個人、法人及び団体をいいます。
- (4) 「事務局」とは、杉並区が実施する 2021 杉並区プレミアム付商品券事業の受注者である、株式会社近畿日本ツーリスト首都圏東京支店をいいます。

(使用者情報)

第3条

- 1 2021 杉並区プレミアム付商品券は、はがきによる申込み、本規約の内容に承諾した方のみ、はがきに使用者情報を記入した上で購入することができるものとします。
- 2 2021 杉並区プレミアム付商品券は、申込は1回限りです。申込内容の不備や虚偽の申込、重複申込があった場合は無効となります。
- 3 2021 杉並区プレミアム付商品券は、当選通知はがきが送られた方のみ、申込時に販売場所一覧(杉並区内 50 箇所の郵便局)から選択した第1希望から第3希望の購入(販売)場所にて購入することができます。
- 4 2021 杉並区プレミアム付商品券を購入する際には、氏名、住所、購入希望場所、その他使用者情報として必要な情報を正確に登録するものとします。
- 5 前項に違反して、虚偽の使用者情報を登録又は登録しようとした使用者について、事務局は、2021 杉並区プレミアム付商品券の使用者情報登録を拒否又は購入済みの 2021 杉並区プレミアム付商品券の無効化、その他必要な措置を取ることができるものとします。また、事務局は、登録情報に虚偽又は誤り、記入漏れがあったことにより使用者に損害が生じたとしても、一切の責任を負わないものとします。

(販売及び購入)

第4条 使用者は、本規約の内容に承諾の上、第3条に定める使用者情報登録を行った上で、2021杉並区プレミアム付商品券を購入するものとします。

(1) 2021杉並区プレミアム付商品券の販売に関する留意事項

ア 使用者は、天災地変、停電、2021杉並区プレミアム付商品券の偽造等の悪用発生状況、その他運営管理上やむを得ない事由により、2021杉並区プレミアム付商品券の販売を一時的に停止する必要があることを了承するものとします。

(2) 2021杉並区プレミアム付商品券の購入に関する留意事項

ア 応募状況により、当選するセット数は申込時よりも少なくなる場合があります。なお、購入時にセット数の変更はできません。

イ 使用者は、第三者から登録済みの使用者情報の譲渡、貸与等を受けて、2021杉並区プレミアム付商品券を購入してはならないものとします。

ウ 使用者は、取扱店舗が2021杉並区プレミアム付商品券を不正に利用することを知りながら、購入してはならないものとします。

エ 2021杉並区プレミアム付商品券の購入代金の支払いは、現金のみとします。

オ 1セットを販売の単位とし、1セットを分割して販売をしないこととします。

カ デジタル商品券と紙版商品券を重複して申し込むことは出来ないものとします。

(3) 2021杉並区プレミアム付商品券の引渡し

指定された期間内に、販売窓口では当選通知はがきを回収し、記載されたセット数の紙商品券を販売することで2021杉並区プレミアム付商品券の引渡しとします。

(使用者の遵守事項)

第7条

1 2021杉並区プレミアム付商品券は、1名当たり5セットまで申込み可能とし、販売金額等は次のとおりとします。

(1) 販売金額1セット5,000円

(2) 使用可能金額1セット6,500円

2 使用者は、はがきに必要情報を登録の上、前条に規定する決済により、2021杉並区プレミアム付商品券を購入するものとします。

3 事務局は、2021杉並区プレミアム付商品券の同一人物による第1項の販売単位上限数に反する申込みや偽名使用、転売行為などの不正購入が判明した場合、当該使用者に対して身分証明書の提示等による本人確認を求めることができるほか、当該使用者が所有する2021杉並区プレミアム付商品券を無効化及びプレミアム額分の返金を求めることがあります。

4 使用者は、2021杉並区プレミアム付商品券を第三者に譲渡（交換・転売を含む）又は貸与すること、第三者から譲り受けることもしくは質入れ等の担保に供することはできないものとします。

5 使用者は、違法、不正使用又は公序良俗に反する目的で2021杉並区プレミアム付商品券の購入はしないものとします。

(紙商品券の管理等)

第8条 使用者は、2021杉並区プレミアム付商品券を紛失、盗難、第三者に利用されるなどして失った場合、事務局は一切の責任を負わないものとします。

(紙商品券取引)

第9条

- 1 使用者は、当選通知はがきが送られた方のみ、申込時に販売場所一覧(杉並区内50箇所の郵便局)から選択した第1希望から第3希望の購入(販売)場所にて2021杉並区プレミアム付商品券を購入することができます。
- 2 2021杉並区プレミアム付商品券は、1枚500円×13枚=1セットとなります。
- 3 2021杉並区プレミアム付商品券購入後の返金対応は、できないものとします。
- 4 以下の商品等は、商品券の使用対象外とします。
 - ① 資産形成に資する不動産、金融商品等
 - ② たばこ(電子たばこ含む)
 - ③ 商品券やプリペイドカード、切手、収入印紙など換金性の高いもの
 - ④ 現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネー等への変換(チャージ等)
 - ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業への支払い
 - ⑥ 国税、地方税や使用料などの公租公課
 - ⑦ 電気、水道、公共サービス料金
 - ⑧ その他、本事業の目的に反するもの

(取扱店舗との紛争)

第10条 使用者は、取扱店舗から提供を受けたサービス、その他使用者と取扱店舗との間に生じる取引上的一切の問題については、使用者は取扱店舗との間で解決するものとし、事務局はその責任を負わないものとします。

(使用期間)

第11条

- 1 2021杉並区プレミアム付商品券の使用期間は、令和3年7月30日(金)~10月31日(日)までとします。
- 2 使用期間を経過した場合、2021杉並区プレミアム付商品券の利用は一切できないものとします。
- 3 使用期間内であっても、取得した2021杉並区プレミアム付商品券の払戻しはできないものとします。

(個人情報等の利用目的)

第12条 杉並区は、2021杉並区プレミアム付商品券事業の円滑で安全な運用のため、個人情報の利用、管理及び共同利用等について、次のとおり適切に取扱うものとします。

- (1) 個人情報とは、2021杉並区プレミアム付商品券の申込み時に提供を受けた氏名、住所、電話番号等、特定の個人を識別できる情報をいいます。

(2) 個人情報の共同利用

ア 共同利用することのある項目

- (ア) 氏名、住所、電話番号、2021杉並区プレミアム付商品券の利用場所、利用日、利用金額等特定の個人を識別できる事項
- (イ) お問合わせに関する事項
- (ウ) サービスの提供に関する事項

イ 共同利用の目的

- (ア) 2021杉並区プレミアム付商品券の運営及びサービス提供
- (イ) サービス内容の充実、改善、新サービス提供を目的とした分析
- (ウ) メール等の通知手段による情報発信
- (エ) 利用者からのお問合わせ等に対する適切な対応
- (オ) その他上記の各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的

(3) 個人情報の利用制限

個人情報の利用目的の範囲を超えた利用及び他者への提供はしないものとします。
ただし、統計的に処理された利用者属性等の情報については、個人情報を一切含まないものに限り、公表することがあるものとします。

(4) 個人情報の管理

収集した個人情報については、事務局が厳重に管理し漏洩、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を講じるものとします。

(使用停止又は中止)

第13条

1 事務局又は取扱店舗は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、使用者に通知することなく、2021杉並区プレミアム付商品券の全部又は一部を停止又は中止することがあります。この場合、使用者は、2021杉並区プレミアム付商品券の全部又は一部を使用することができないものとします。

- (1) 天災地変、停電、その他やむを得ない事由により商品・サービスを提供することができない場合
- (2) システムの保守および点検等により本サービスに関するシステムを停止する必要がある場合
- (3) 本サービスが犯罪に利用された疑いがある場合
- (4) その他やむを得ない事由が生じた場合

2 前項に基づき2021杉並区プレミアム付商品券の全部又は一部が停止又は中止されたことにより生じた使用者の損害等について、事務局は一切の責任を負わないものとします。

(使用の一時停止及び中止)

第14条 事務局又は取扱店舗は、使用者が以下の各号のいずれかに該当すると判断したと

きは、事前に通知することなく、当該使用者の使用を一時停止又は中止することがあります。その場合、当該使用者の2021杉並区プレミアム付商品券の利用はできず、保有する2021杉並区プレミアム付商品券は失効し、払戻しはしないものとし、

- (1) 本規約に違反又は違反したおそれがある場合
- (2) 2021杉並区プレミアム付商品券を違法又は不正に入手した場合もしくは入手するおそれがある場合
- (3) 2021杉並区プレミアム付商品券の利用状況に照らし、使用者として不適格である場合
- (4) 2021杉並区プレミアム付商品券の申込み時及び引換え時に虚偽が発覚した場合
(調査協力及び証拠提出)

第15条 偽造、変造、模造等された2021杉並区プレミアム付商品券に起因する売上等が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、使用者が2021杉並区プレミアム付商品券の利用状況等の調査の協力を求められたときには、これに協力するものとし、証拠となる書類を提出しなければならないものとします。

(反社会的勢力の排除)

第16条

- 1 使用者は、自らが現在暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと及び以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団員等が自己の経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が自己の経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己又は第三者の不正利益を図る目的若しくは損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金を提供又は便宜供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 自己又は自己の役員若しくは経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 使用者は、自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、もしくは相手方の業

務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 事務局は、使用者が前各項の確約に反し、又は反していると疑われる場合、催告その他の手続きを要することなく、使用者の保有する2021杉並区プレミアム付商品券について、利用資格を取消することができます。なお、事務局は、かかる疑いの内容及び根拠に関して説明する義務を負わず、また、使用資格の取消しに起因して使用者に損害等が生じた場合であっても一切の責任を負わないものとします。

4 前項の場合、当該使用者の保有する2021杉並区プレミアム付商品券は失効するものとし、払戻しはしないものとします。

(事業の終了)

第17条 事務局は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他事業執行上又は技術上の判断等の理由により、2021杉並区プレミアム付商品券事業を全面的に終了することがあります。この場合、専用ウェブサイトに掲載する等の方法により使用者に周知する措置を講じるものとします。

(規約の変更)

第18条 本規約を変更する場合、事務局は専用ウェブサイトに掲載する等の方法により一定の予告期間をもって変更後の規約を周知することとし、当該予告期間の経過をもって当該変更後の規約が適用されるものとします。

(合意管轄裁判所)

第19条 使用者は、2021杉並区プレミアム付商品券に関して、事務局との間に紛争が生じた場合、杉並区を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

(準拠法)

第20条 本規約に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

本規約は、令和3年6月14日（月）から適用します。